

令和3年度集団指導資料

実地指導を通じての留意点について 運営基準（処遇・看護）

療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・障害者支援施設

前橋市指導監査課

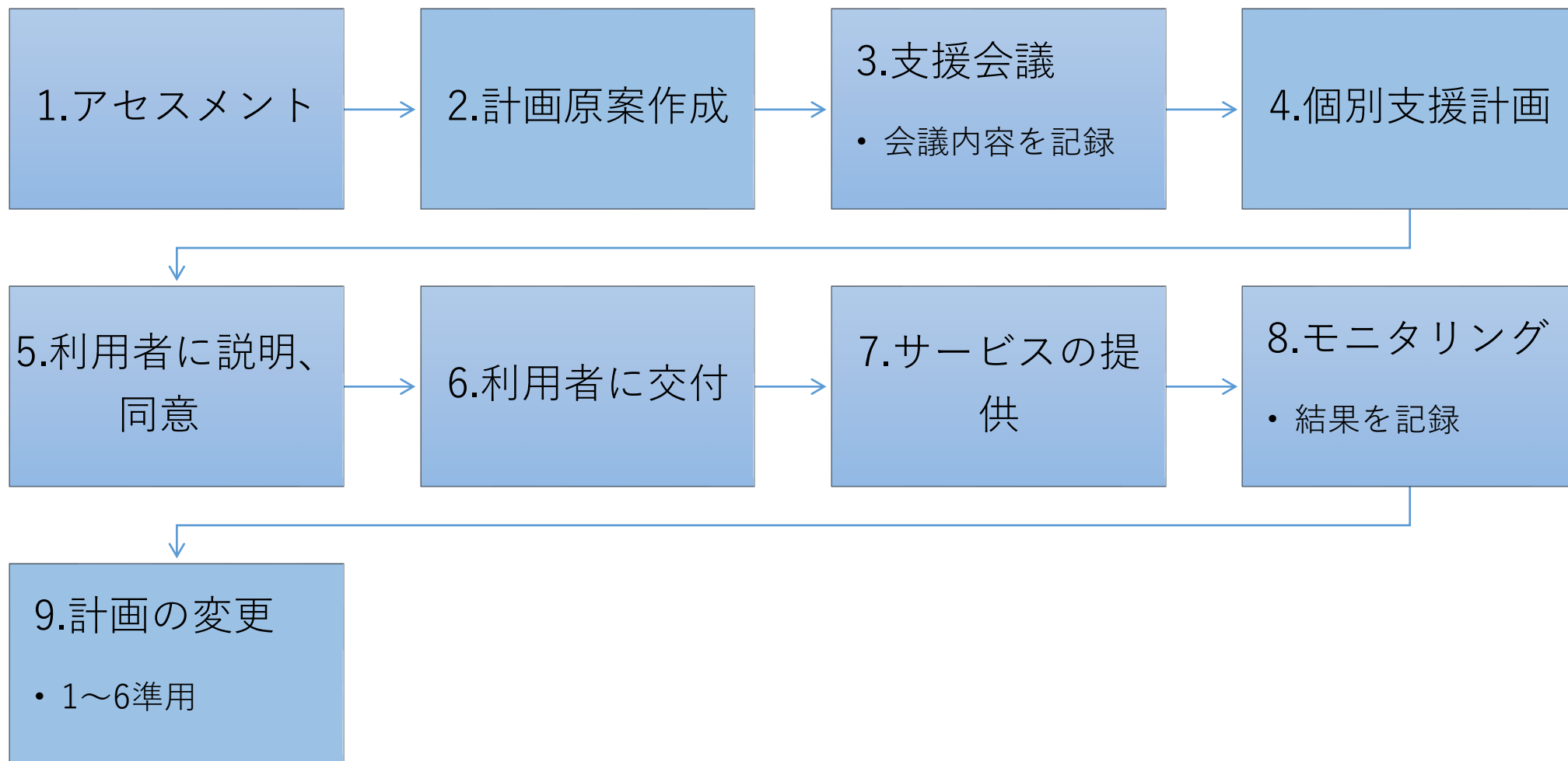
1 個別支援計画（1/4）

【指摘事例】

- 個別支援計画の作成が遅れている事例が認められたので、サービス管理責任者は、速やかに個別支援計画を作成し、利用者に説明するとともに、文書により同意を得てください。
- 個別支援計画の作成に係る会議を行っていない事例がありました。サービス管理責任者は、サービスの提供に当たる担当者等を招集した会議を開催し、個別支援計画の原案について検討してください。
- 個別支援計画の作成に係る会議の記録がないものが認められたので、サービス管理責任者は、会議を開催した際は、記録を整備してください。
- 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）が適切に行われていない事例が認められたので、サービス管理責任者は、少なくとも6月に1回（自立訓練は3月に1回）以上モニタリングを行い、その結果を記録してください。

1 個別支援計画 (2/4)

【個別支援計画作成の手順 (プロセス)】



1 個別支援計画 (3/4)

【留意点】

- 個別支援計画は、記載すべき事項が書かれているか。
- 個別支援計画は、計画変更の場合も含め、一連のプロセスにより作成されているか。
- 県・市条例の独自基準「個別支援計画作成会議」の議事録が作成されているか。
- サービス管理責任者の指揮の下で、個別支援計画が作成されているか。
- 個別支援計画に基づくサービスの実施状況(支援内容)と、定期的に検討した内容が記録されているか。

1 個別支援計画（4/4）

【報酬請求】

- サービス管理責任者による指揮のもと、個別支援計画が作成されていない場合
- 基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合

個別支援計画未作成減算の対象

適用される月から2か月目までは所定単位の30%減算、3か月目からは50%減算

2 身体拘束等の禁止 (1/10)

【運営基準】

①サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

緊急やむを得ない場合とは (例外3要件)

- 切迫性
- 非代替性
- 一時性

2 身体拘束等の禁止 (2/10)

【運営基準】

②事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

基準を満たしていない場合、身体拘束廃止未実施減算

→全利用者に対し、1日当たり5単位の減算

2 身体拘束等の禁止 (3/10)

【運営基準】

- ③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、**従業者に周知徹底を図ること**
- 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
 - 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告すること。
 - 身体拘束適正化検討委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。
 - 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
 - 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
 - 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

令和3年度から努力義務、令和4年度から義務化

令和5年度から身体拘束廃止未実施減算の対象

→全利用者に対し、1日当たり5単位の減算

2 身体拘束等の禁止 (4/10)

【運営基準】

- ④身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
 - 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
 - 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
 - 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
 - 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

令和3年度から努力義務、令和4年度から義務化

令和5年度から身体拘束廃止未実施減算の対象

→全利用者に対し、1日当たり5単位の減算

2 身体拘束等の禁止 (5/10)

【運営基準】

⑤従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

- 年1回以上
- 新規採用時に実施する
- 内容を記録する

令和3年度から努力義務、令和4年度から義務化

令和5年度から身体拘束廃止未実施減算の対象

→全利用者に対し、1日当たり5単位の減算

2 身体拘束等の禁止 (6/10)

「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為」の具体的な内容

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(厚生労働省HP)」P24
→この手引きの中で、次のとおり「身体拘束ゼロへの手引き」が引用されています。

2 身体拘束等の禁止 (7/10)

「身体拘束ゼロへの手引き」 (平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為 (参考)

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵 (サイドレール) で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣 (つなぎ服) を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2 身体拘束等の禁止 (8/10)

【やむを得ず身体拘束を行うときの手続き】

- 1 組織による決定と個別支援計画へ記載する。
 - 計画作成会議等において組織として慎重に検討、決定する。
 - 拘束の原因となる状況の分析、身体拘束解除に向けた取組、目標とする解除の時期等、統一した方針の下で決定し、個別支援計画に記載する。
- 2 本人や家族に十分に説明し、了解を得る。
- 3 身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由、経過観察・再検討の記録をする。

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(厚生労働省HP)」 P26

2 身体拘束等の禁止 (9/10)

解除に向けた取り組み

視点

- その身体拘束が必要かどうか、軽減することができないか。

検討内容

- その行為が、利用者の行動を制限する行為でないか。
- 長時間に渡り、漫然と行っていないか。
- 身体機能を低下させていないか。
- 支援する側の都合で行っていないか。
- 利用者の自立支援として、その行為が必要かどうか。
- 環境の見直し、代替策のアイディアはないか。
- 支援員の知識・支援技術のスキルアップなど。

2 身体拘束等の禁止 (10/10)

身体拘束がもたらす弊害

身体的弊害

- 筋力低下・関節の拘縮・食欲の低下および脱水・褥瘡など

精神的弊害

- 利用者本人 = 不安・恐怖・屈辱・あきらめ・怒りなど精神的ストレス
- 支援員 = 罪悪感・屈辱・支援への意欲低下・虐待行為に対する馴れなど

社会的弊害

- 事業所等に対する社会的な不信、偏見など

3 虐待防止 (1/4)

【運営基準】

令和3年度は努力義務、令和4年度から義務化

①虐待防止委員会を定期的に（少なくとも年1回）開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底

- 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

3 虐待防止 (2/4)

【運営基準】

虐待防止に関する具体的な対応

- 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。
- 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、虐待について報告すること。
- 虐待防止委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。
- 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。
- 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。
- 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

3 虐待防止 (3/4)

【運営基準】

令和3年度は努力義務、令和4年度から義務化

②従業員への研修実施

- 年1回以上
- 新規採用時に実施する
- 内容を記録する

3 虐待防止 (4/4)

【運営基準】

令和3年度は努力義務、令和4年度から義務化

③虐待の防止等のための**担当者の設置**

- サービス管理責任者等

4 苦情解決 (1/3)

【指摘事例】

- 苦情解決のための相談窓口、苦情解決の体制及び手順等を事業所の見やすい場所に掲示してください。
- 苦情処理簿、報告書様式・対応マニュアル等を整備してください。

4 苦情解決 (2/3)

【留意点】

- クレームと決めつけず、苦情として汲み上げているか。
- 利用者又は保護者が苦情を伝えられる体制になっているか。

4 苦情解決 (3/3)

【体制の整備等】

- 1 苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員の設置
- 2 利用者への周知
- 3 苦情の受付、報告・確認
- 4 解決に向けての話し合い
- 5 苦情解決の記録・報告
- 6 苦情解決結果の公表

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(厚生労働省HP)

「社会福祉事業者における苦情解決体制整備WEBマニュアル」(群馬県社会福祉協議会HP)

5 事故発生時の対応 (1/3)

【指摘事例】

- 事故発生時の対策・対応指針が、確立していないので、事故対応マニュアル等を作成し、事故発生時の体制を整備してください。

5 事故発生時の対応 (2/3)

【留意点】

- ヒヤリハット報告を出しやすい雰囲気づくりがされているか。
- 事故が発生した場合の対応方法(事故対応マニュアル)が定められ、職員間で周知されているか。
- 事故が発生した場合、事故原因を検証し再発防止に向けて検討したことが記録され、職員間で情報共有がされているか。

5 事故発生時の対応 (3/3)

【事故報告書の提出】

- 社会福祉施設等において、事故等が発生した場合は、関係法令・通知に基づき、利用者が支給決定を受けている市町村及び事業所指定を受けている県(中核市)へ事故報告書により報告すること。
- 報告対象となる事故の範囲等については下記を参照のこと。
- 平成25年9月13日群馬県健康福祉部長通知「社会福祉施設等における事故等及び虐待の防止について」
- 前橋市HP「社会福祉法人の事務手続きについて」→「事故等発生時の報告について」
- 高崎市HP「障害福祉サービス事業等の運営要領等について」→「事故等発生時の報告の取り扱いについて」

6 健康管理 (1/1)

【指摘事例】

- 施設入所支援の利用者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行ってください。また、健康診断に係る費用は、全額施設負担としてください。
- 看護記録は、利用者ごとに健康状態や入院・通院の状況及び医療処置の記録等を整備してください。

7 衛生管理等 (1/3)

【運営基準】

令和5年度までは努力義務、令和6年度から義務化

①感染対策委員会を定期的（施設の状況に応じ、おおむね6月に1回以上）に開催するとともに、流行時期等により必要に応じて随時開催する。

7 衛生管理等 (2/3)

【運営基準】

令和5年度までは努力義務、令和6年度から義務化

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

i. 平常時の対策

- 衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）
- 日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等

ii. 発生時の対応

- 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等

iii. 発生時における事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく

※記載内容の例については「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討する

7 衛生管理等 (3/3)

【運営基準】

令和5年度までは努力義務、令和6年度から義務化

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

- 研修を定期的（年2回以上）に行う
- 新規採用時には必ず感染対策研修を実施する
- 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする
- 研修の実施内容について記録する
- 訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行う

8 根拠法令等 (1/1)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
- 群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日 条例第96号）
- 前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月14日 条例第49号）
- 高崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日 条例第50号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
- 群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日 条例第97号）
- 前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月14日 条例第50号）
- 高崎市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日 条例第51号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号）